特定口座約款

(特定口座に係る上場株式等保管委託約款・上場株式等信用取引約款)

第1条(規定の趣旨)

この約款は、お客様がカブドットコム証券(以下「当社」といいます。)に開設される租税特別措置法に規定する特定口座について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第2条(特定口座開設届出書等の提出)

- 1. お客様が当社に特定口座の開設を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、 租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書を提出 又は電磁的方法により提供しなければなりません。
- 2. お客様が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。)の譲渡又は特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引(以下「信用取引」という。)による上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済の為に行う場合に限る。)による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出又は電磁的方法により提供しなければなりません。

なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出又は電磁的方法により提供があったものとみなします。

3. 申込者が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6条2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領される場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

第3条(特定保管勘定における保管の委託)

特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定(租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第二号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

第4条(特定信用取引勘定における処理)

信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定(特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。)において行います。

第5条 (所得金額等の計算)

当社は特定保管勘定において処理される上場株式等の譲渡および、特定信用取引勘定で管理される信用取引等に係る差金決済による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係諸法令の定めに基づき計算します。

第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみを受入れます。

(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により 取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特 定口座に受入れる上場株式等

- (2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (3) 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。)により取得した上場株式等
- (4) 当社に開設された特定口座に設けられた租税特別措置法第37条の11の3第3項第三号に規定する特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等
- (5) お客様が相続(限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下、同じ。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- (6) 特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- (7) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併(合併法人の株式のみの交付がされるもの(当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。)に限る。)により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- (8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割(法人税法第2条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの(当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。)により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの
- (9) 特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する 株式交換等(同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定 子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交 付金銭等を受ける場合を除く。)により特定親会社から新株の割当により取得する当 該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び 振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われる もの
- (10) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

第7条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への 売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して会社 法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行われる端株若しくは一単元の株式に満たない数の 株式の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。

第8条(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条(特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)(2)に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

第10条(相続または遺贈による特定口座への受入れ)

当社は、第6条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) (5) に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第13第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項から第16項までに定めるところにより行います。

第11条(年間取引報告書等の送付)

- 1. 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法にてお客様に交付いたします。
- 2. 当社は、前項により特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、 1通を所轄の税務署長に提出いたします。
- 3. お客様との特定口座に関する契約が本約款第 14 条に基づき解除された場合は、特定口座 年間取引報告書を、その解除された日の属する月の翌月末までに、お客様に交付いたしま す。

第12条 (緊急投資促進税制との関係)

特定口座源泉徴収選択届出書を提出されたお客様は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、租税特別措置法第37条の14の2(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)の適用は受けられません。

第13条(地方税に関する事項)

当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合、地方税法に規定する株式等譲渡所得割は、同法第 71 条の 50 及び第 70 条の 51 の規定に従い源泉徴収を行います。

第14条(契約の解除)

次に掲げるいずれかに該当する場合には、この約款に基づく契約は解除されます。

- 1. お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- 2. 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 3. 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき
- 4. お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

第15条(特定口座を通じた取引)

お客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第16条(合意管轄)

本約款に関し、お客様と当社の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当社は、当社本店の所在地を管轄する東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を指定できるものとします。

第17条 (本約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課

すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらず、その内容が軽 微な変更にとどまる場合には、当社ホームページ等へ掲載いたします。この場合、所定の期日 までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(平成 27年 8月改定)